令和３年４月１日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

（　　号該当）

別表十三(五)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.53】適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第 68 条の 78 第１項各号の要件を満たしていますか。

【No.２】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.54】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、８欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.55】買換資産が措法第 68 条の 78 第１項第４号下欄の土地等である場合、その面積は 300 ㎡以上となっていますか（特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。）。

【No.56】買換資産が土地等の場合、19 欄には 18 欄のうち４欄の５倍（平成 29 年４月１日前に行った譲渡に係る資産が旧措法第 68 条の 78 第１項第２号上欄に掲げる譲渡資産である場合は 10 倍）を超える部分の面積を記載していますか（その明細を別紙に記載して添付していますか。）。

【No.57】27 欄の金額を算出する際に乗じた割合を次の割合としていますか。

- 地域再生法第５条第４項第５号イに規定する「集中地域」（※）以外にある所有期間が 10 年を超える土地等、建物、構築物の「集中地域」への買換えについて、買換資産が東京 23 区内にある場合は 0.7、それ以外の「集中地域」にある場合は 0.75
- 令和２年４月１日以後に行った航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が一定の区域内にある場合は 0.7
- 震災特例法第 19 条から第 21 条までの規定の適用を受ける場合は 1.0
- 上記以外の場合は 0.8

※　集中地域とは、具体的には、平成 30 年４月１日における次に掲げる区域をいいます（地域再生法施行令第５条第１項）。

① 東京都の特別区の存する区域及び武蔵野市の区域並びに三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市の区域のうち首都圏整備法施行令別表に掲げる区域を除く区域

② 首都圏整備法第 24 条第１項の規定により指定された区域

③ 大阪市の区域及び近畿圏整備法施行令別表に掲げる区域

④ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域

【No.58】一定期間内（原則として、特定資産の譲渡日を含む連結事業年度の翌連結事業年度開始の日から１年以内）に買換資産を取得しなかった場合、42 欄に益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1						
	同上の資産の取得年月日	2	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・ ・　・	
	譲渡した資産の所在地	3						
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方			ートル	
	譲渡年月日	5	・　・	・　・	・　・	・　・		
	対価の額	6	円	円	円	円	円	
	譲渡直前の帳簿価額 帳簿価額	7						
	譲渡に要した経費の額	8						
	計 (7) ＋ (8)	9						
差益割合		10						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11						
	取得した買換資産の所在地	12						
	取得年月日	13						
	買換資産の取得価額	14						円
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15						
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16						
	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17						
	取得した土地等の面積	18						
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19						
	取得価額 (14)×(18)－(19)／(18)	20						
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21						
	圧縮限度額の計算 買換資産の取得のため（６の計）又は（６の計）のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22						
	圧縮基礎取得価額 ((14)又は(20)と(22)のうち少ない金額)	23						
	買換前の縮減額にて基礎取得価額 前期末の取得価額	24						
	前期末の帳簿価額	25						
	圧縮基礎取得価額 (23)×(25)／(24)	26						
	圧縮限度額 ((23)又は(26))×(10)×80、70又は75／100	27						
	圧縮限度超過額 (21)－(27)	28						
対価の額の残額の計算	対価の額の合計額（６の計）	29						
	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	30						
	特別勘定の対象となり得る金額 (29)－(30)	31						
	翌期繰越額の計算 特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 ((36)と(38)のうち少ない金額)÷80、70又は75／100÷(10)	32						
	同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	33						
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	34						
	場合 額の計 当期中に益金の額に算入すべき金額	42						